

東伊興クリニック（東伊興指定通所リハビリテーション）

指定通所リハビリテーション・指定予防介護通所リハビリテーション運営規程

（事業の目的）

第1条 医療法人社団あすは会 東伊興クリニックが開設する東伊興指定通所リハビリテーション（以下「事業所」という。）において実施する指定通所リハビリテーション〔指定予防介護通所リハビリテーション〕事業（以下「事業」という）の適正な運営を確保するために必要な人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の医師、看護職員、理学療法士、作業療法士、介護職員、管理栄養士、調理員（以下「通所リハビリテーション〔介護予防通所リハビリテーション〕従事者」という）が要介護状態〔要支援状態〕の利用者に対し、適切な指定通所リハビリテーション〔指定介護予防通所リハビリテーション〕を提供することを目的とする。

（事業の方針）

第2条 指定通所リハビリテーション〔指定介護予防通所リハビリテーション〕の提供にあたっては、要介護状態〔要支援状態〕の利用者に可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、要介護者〔要支援者〕の心身機能の維持回復を図るものとする。

2 利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うものとする。

3 事業の実施にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービス提供に努めるものとする。

4 事業の実施にあたっては、利用者の所在する市区町村、居宅介護支援事業所、包括支援センター、居宅介護サービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。

5 指定通所リハビリテーション〔指定予防介護通所リハビリテーション〕の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、主治医や居宅介護支援事業所への情報提供を行う。

6 前5項のほか、指定通所リハビリテーションにおいては、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」（平成11年3月31日厚生労働省令37号）に定める内容を遵守し、事業の実施するものとする。

指定介護予防通所リハビリテーションにおいては、「指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」（平成18年3月14日厚生労働省令35号）に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

（事業所の名称等）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 1 名称 医療法人社団 あすは会 東伊興クリニック
(東伊興指定通所リハビリテーション)
- 2 所在地 東京都足立区東伊興三丁目21番3号

（職員の職種、員数及び職務内容）

第4条 指定通所リハビリテーションの従事者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 1 医師（管理者）1名（常勤1名）
・職員・業務の管理を役責者とともに進行

2 従事者

医師（兼務） 1名以上

- ・従事者と共同し通所リハビリテーション計画を作成するとともに、利用者の健康状態等を把握する

理学療法士 5名以上

- ・医師の指示のもと、通所リハビリテーション計画を作成するとともに、利用者に対して理学療法などの必要なリハビリテーションを行う

看護師（兼務） 1名以上

介護職員 3名以上

- ・医師の指示のもと、通所リハビリテーション計画に従いサービスを実施する。また、サービスの実施状況及びその評価を実施記録等に記載する

管理栄養士（兼務） 1名以上

- ・利用者の状況に則した食事の献立を作成する

調理員（兼務） 1名以上

- ・管理栄養士が作成する献立に基づき、利用者の状況に則した適切な食事を提供する。適切な衛生管理を行う

（営業日及び営業時間）

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 1 営業日 月曜日から土曜日までとする。ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び年末年始（12月30日から1月3日まで）を除く。
- 2 営業時間 8：30～17：30までとする。
- 3 サービス提供時間帯

月曜日から土曜日 (1単位目) / 9：00～17：00
(2単位目) / 9：00～12：00
(3単位目) / 14：30～17：00

（指定通所リハビリテーション〔指定予防介護通所リハビリテーション〕利用者定員）

第6条 事業所の1日の利用定員は次の通りとする。

(1単位目/30人)：(2単位目/9人)：(3単位目/9人)

（指定通所リハビリテーション〔指定予防介護通所リハビリテーション〕の内容）

第7条 指定通所リハビリテーション〔指定予防介護通所リハビリテーション〕の内容は次のとおりとする。

- (1) 機能訓練
- (2) 入浴介助（一般浴・機械浴）
- (3) 整容・排泄介助・更衣介助
- (4) 食事の提供および介助
- (5) 健康チェック
- (6) 服薬管理
- (7) レクリエーション
- (8) 送迎
- (9) リハビリマネジメント（介護給付・介護予防）
- (10) 短期集中個別リハビリテーション（介護給付）
- (11) 運動機能向上（介護予防）
- (12) その他

※※2・3単位目（1時間～2時間）のサービス内容は（1）（4）（5）（6）

2 指定通所リハビリテーション〔指定予防介護通所リハビリテーション〕は、医学的管理の基に要介護者等に対する心身機能の回復のため、リハビリテーション計画に基づき、次の目的を達成するため訓練等を行う。

(1) 目的

ADLの低下防止、QOLの維持・向上、寝たきり防止、社会性の維持向上、精神状態の改善、その他利用者の状態の改善

(2) 訓練等

- ① 運動療法
- ② 物理療法
- ③ 歩行訓練、基本的動作訓練
- ④ 自助具使用訓練
- ⑤ 日常生活動作に関する訓練
- ⑥ レクリエーション、手工芸用品を使用した趣味的訓練

(施設利用に当たっての留意事項)

第8条 利用者が機能訓練室を利用する場合は、職員立会いのもとで使用すること。

(サービス提供に当たっての留意事項)

第9条 従事者は、利用者に対して従業員の指示に従ってサービス提供を受けてもらうよう指示を行う。

- 2 従業者は、事前に利用者に対して次の点に留意するよう指示を行う。
 - (1) 気分が悪くなったときは速やかに申し出る。
 - (2) 共有の施設・設備は他の迷惑にならないように利用する。
 - (3) 時間に遅れた場合は、送迎サービスが受けられない場合がある。

(通常の事業の実施地域)

第10条 通常の実施地域は、(1単位目)足立区・草加市・川口市とする。

2・3単位目(1時間～2時間)のサービス内容は足立区・草加市の一部地域とする。

足立区：入谷(6・7・8町目を除く)、入谷町、古千谷、古千谷本町、舎人町、谷在家(2・3丁目を除く)、伊興、伊興本町、東伊興、西伊興、竹ノ塚、西竹ノ塚、六月、西新井(1・6・7町目を除く)、島根(1・3丁目を除く)栗原(3丁目を除く)

草加市：谷塚仲町、谷塚上町、両新田東町、両新田西町、新里町、遊馬町、柳島町

※上記以外は応相談による。

(指定通所リハビリテーション〔指定予防介護通所リハビリテーション〕利用料その他の費用額)

第11条 指定通所リハビリテーションを提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、その1割～3割の支払いを受けるものとする。

なお、法定代理受領以外の利用料については、「指定居宅サービスに要する費用額の算定に関する基準(平成12年2月10日厚生労働省令第19号)によるものとする。

2 指定介護予防通所リハビリテーションを提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額(月単位)とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、その1割～3割の額とする。

なお、法定代理受領以外の利用料については、「指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成18年3月14日厚生労働省告示第123号)によるものとする。

3 食事の提供に要する費用については、820円(食材費620円・おやつ代：200円)を徴収する。

4 おむつ代については、尿取りパッド：100円、紙おむつ：200円、紙パット：200円を徴収する。

- 5 通常の事業の実施地域を越えて行う指定通所リハビリテーションに要した送迎費は、その実費とする。
なお、自動車を使用した場合の送迎費は、次の額とする。
・通常の実施地域を越えて1 kmにつき※※※50円
- 6 その他、指定通所リハビリテーション〔指定予防介護通所リハビリテーション〕において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用については実費を徴収する。
- 7 前5項の利用料等の支払いを受けたときは、利用料とその他の費用（個別の費用ごとに区分）について記載した領収書を交付する。
- 8 指定通所リハビリテーション〔指定予防介護通所リハビリテーション〕の提供を開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用に関し事前に文書での説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けるものとする。
- 9 費用の変更をする場合には、あらかじめ、前項と同様に利用者又はその家族に対し事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。
- 10 法定代理受領サービスに該当しない指定通所リハビリテーション〔指定予防介護通所リハビリテーション〕に係る利用料の支払いを受けた場合は、提供した指定通所リハビリテーション〔指定予防介護通所リハビリテーション〕の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付するものとする。

（衛生管理等）

- 第12条 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適切に行うものとする。
- 2 本事業所において感染症が発生し又はまん延しないように必要な措置を講ずるものとし、必要に応じ保健所の助言、指導を求めるものとする。

（事故発生時の対応）

- 第13条 指定通所リハビリテーション〔指定予防介護通所リハビリテーション〕の提供を行っている時に利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の必要な措置を講ずることとする。
- 2 利用者に対する指定通所リハビリテーション〔指定予防介護通所リハビリテーション〕の提供により事故が発生した場合は、市区町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業所等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。
 - 3 利用者に対する指定通所リハビリテーション〔指定予防介護通所リハビリテーション〕の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

（非常災害対策）

- 第14条 当事業所は、非常災害に対する具体的な計画を立て、非常災害に対するため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

（苦情処理）

- 第15条 指定通所リハビリテーション〔指定予防介護通所リハビリテーション〕に関わる苦情が生じた場合は、迅速かつ適切に対応するとともに、必要な措置を講じる。
- 2 事業所は、提供した指定通所リハビリテーション〔指定予防介護通所リハビリテーション〕に関し、法第23条の規定により市区町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市区町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市区町村が行う調査に協力するとともに、市区町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

- 3 本事業所は、提出した指定通所リハビリテーション〔指定予防介護通所リハビリテーション〕に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言に従って受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(個人情報の保護)

- 第16条 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。
- 2 事業者が得た利用者の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

(ハラスメント防止のための措置に関する事項)

- 第17条 事業所は、適切な指定通所リハビリテーション〔指定予防介護通所リハビリテーション〕の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

(虐待防止に関する事項)

- 第18条 事業者は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。
- (1) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
 - (2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
 - (3) その他虐待防止のために必要な措置
- 2 事業者は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(その他運営についての留意事項)

- 第19条 事業所は、通所リハビリ要員等の質的向上を図るため、研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。
- (1) 採用時研修 採用後3ヵ月以内
 - (2) 継続研修 年1回
- 2 従業員は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
 - 3 従業員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業員との雇用契約の内容とする。
 - 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は医療法人社団あすは会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

- この規程は、令和6年4月1日から実施する。
- 2、本規定の施行により、以前の規定は廃止します。